

答 申

第1 審査会の結論

長崎県知事(以下「実施機関」という。)が平成29年3月30日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った保有個人情報不訂正決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 訂正請求

請求人は、平成29年3月22日付けで、長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。)第26条第1項の規定により、実施機関が平成28年9月27日付28雇労第296号で行った「保有個人情報不開示決定通知書(公文書不存在)」の「保有個人情報が記録された公文書を保有していない理由」欄に記載された内容の一部について、保有個人情報訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)を行った。

2 処分の概要

実施機関は、本件訂正請求について条例第26条第1項を根拠に本件処分を行い、平成29年3月30日付28雇労第570号で請求人に通知した。不訂正とした理由は、条例第26条第1項で訂正請求の対象となる氏名、住所、年齢、性別、家族構成、学歴、資格等の客観的な正誤の判断になじむ情報ではないためである。

3 審査請求

請求人は、平成29年4月26日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね次のとおりである。

(1) 請求人が訂正を求めたことは「客観的な正誤の判断になじむ情報」であり、条

例第 26 条に該当する情報である。

- (2) 条例第 26 条第 1 項には、実施機関が「不訂正決定の検討」において説明したような訂正にかかる限定項目は存在していないため、本条による訂正請求の対象とはならないとする実施機関の主張はすべて否認する。
- (3) 条例第 27 条第 2 項の証拠の提示について、実施機関側の記録に関しては、第三者である請求人が関与できる範疇のものではない。実施機関が当事者に対して事実内容を確認し、正確な事実記録として改定すべき事例である。実施機関には、事実を知る証人氏名の提示を含めて、詳細な事実内容について、メールや書面で通知済みであることから、条例第 27 条第 2 項の証拠の提示の要件は十分に満たしている。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書及び審査会における意見陳述において説明した不訂正理由の内容は、おおむね次のとおりである。

1 根拠条項の内容

- (1) 条例第 26 条第 1 項
本条は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正の請求をすることができるとしたものである。
- (2) 条例第 27 条第 2 項
訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を実施機関に提出、又は提示しなければならないことを定めたものである。

2 不訂正決定の検討

- (1) 条例第 26 条第 1 項について
条例第 26 条第 1 項でいう「事実」とは、例えば氏名、住所、年齢、性別、家族構成、学歴、資格等、客観的な正誤の判断が容易である情報であって、「事実でないと思料できる」ものに限って訂正請求をすることができることとしたものである。
しかしながら、訂正請求のあった対象文書である「保有個人情報不開示決定通知書(公文書不存在)」は、開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合に、実施機関において、保有個人情報を開示しない旨の決定を行い、開示請求者に対し通知する目的のものである。当該文書の性質から、そこに保有していない理由として記載する内容は、実施機関において把握している事項を記載するものであり、訂正請求の対象となる個人情報には該当しない。
また、公文書を保有していない理由について訂正請求がなされても、そもそも公文書がないため開示しないという処分は変わらないものである。

(2) 条例第 27 条第 2 項について

請求人は、訂正請求時において、立会人である証人証言者に事実確認したうえで、事実のとおり訂正するよう求めているが、条例第 26 条第 1 項に基づく訂正請求にあたっては、請求者本人が条例第 27 条第 2 項に基づき、事実を証明する書類等の提出や提示をしなければならないこととなっており、実施機関において行う規定にはなっておらず、請求人から条例第 27 条第 2 項に基づく事実を証明する書類の提出や提示がないため、事実でないと思料することもできない。

(3) 結論

前記第 4 の 2 (1)及び (2)で述べたとおり請求人が求める訂正請求の内容は、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判断になじまない情報であって、本条による訂正請求の対象とはならない。

第 5 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

本件訂正請求の対象となった文書は、実施機関が平成 28 年 9 月 27 日付 28 雇労第 296 号で行った「保有個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）」であり、既に発出した処分通知書の控えである。請求人は、当該処分通知書に記載された「保有個人情報が記録された公文書を保有していない理由」の一部を、自己の保有個人情報であるとして訂正を求めたものである。

本件訂正請求について、実施機関は、条例第 26 条第 1 項で訂正請求の対象となる氏名、住所、年齢、性別、家族構成、学歴、資格等の客観的な正誤の判断になじむ情報ではないとの理由により、不訂正の決定を行っている。

一方、請求人は、本件訂正請求により訂正を求めたことは「客観的な正誤の判断になじむ情報」であり、条例第 26 条に該当する情報であると主張し、本件処分の取り消しを求めて審査請求を行っていることから、本件訂正請求の内容が、条例に規定する訂正請求の対象となるか検討する。

2 条例の規定について

条例第 26 条第 1 項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求をすることができる」と規定している。ここでいう「事実」とは、例えば、氏名、住所、年齢、性別、家族構成、学歴、資格等の事実をいい、これらの情報は、客観的な正誤の判定が容易であることから、「事実でないと思料する」に限って訂正請求をすることができることとしたものである。したがって、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、本条による訂正請求の対象とならないと解されている。

また、条例第 27 条第 2 項は、「訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が

事実に合致することを証明する書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない」と規定し、更に条例第 26 条第 2 項は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、当該実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならない」と規定している。

3 訂正請求対象情報該当性について

当審査会が見分したところ、本件訂正請求において請求人が訂正を求めている内容は、実施機関が請求人に行った「保有個人情報不開示決定通知書(公文書不存在)」の控えに記載された「公文書を保有していない理由」の一部であり、ここには請求人との経過に関しての実施機関の認識や判断が記載されており、客観的な正誤の判断になじむ情報であるとはいえない。

したがって、本件訂正請求については、条例第 26 条の訂正を請求することのできる保有個人情報に該当するとは認められない。

4 条例第 27 条第 2 項に基づく事実の証明について

条例第 27 条第 2 項に基づく事実の証明について、審査請求人は前記第 3 の 2 (3)に、実施機関は前記第 4 の 2 (2)に記載のとおりそれぞれ主張するが、当審査会としては、前記第 5 の 3 で述べたとおり、本件訂正請求は、そもそも条例第 26 条の訂正請求の対象となるものではないことから、条例第 27 条第 2 項に基づき訂正内容が事実に合致することの証明がなされていたか否かについて判断しない。

5 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、前記第 1 のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成 29 年 7 月 5 日	実施機関から諮問書を受理
平成 29 年 7 月 21 日	審査会（審査）
平成 29 年 8 月 9 日	審査会（審査）
平成 29 年 9 月 12 日	審査会（審査）
平成 29 年 10 月 23 日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
武藤 智浩	弁護士	会長職務代理者
小林 透	長崎大学大学院工学研究科教授	
長尾 久美子	長崎女子短期大学生生活創造学科教授	